

第7期羽曳野市高齢者いきいき計画「取組と目標」に対する自己評価シート

第7期介護保険事業計画に記載の内容			R元年度(年度末実績)		
現状と課題	第7期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
・自立支援型地域ケア会議の開催の継続 週1回定期開催し、利用者の自立に向けた支援の方向性を検討している。	自立支援型地域ケア会議を通して利用者の自立に向けた支援の方向性を検討し、状態の改善や重度化の予防をする。ケアマネジャーのマネジメント力の向上を目指す。	自立支援型地域ケア会議の定期開催の継続。 ケアマネジャーへの研修の実施。	自立支援型地域ケア会議:37回 134件 ケアマネジャーへの研修:0回	○	今後においても自立支援型地域ケア会議の定期開催を継続させ、ケアマネジャーへの自立支援型ケアプラン作成研修を充実させ、居宅介護支援専門員のスキルアップを図る必要がある。
・短期集中型サービス(訪問型・通所型)の実施 3事業所にて訪問型サービスC、1事業所にて通所型サービスCを開始。	専門職が集中的に介入することで生活機能の改善・維持を図る。	指導と短期集中型サービス(訪問型・通所型)の充実、サービスの利用促進。	平成31年4月から、3事業所にて訪問型サービスC、1事業所にて通所型サービスCを開始。 訪問型サービスC:1~2週間に1回、25人 通所型サービスC:1週間に1回、25人	△	短期集中型サービスについては、利用者を増やすために市民への啓発周知を行う必要がある。
・「いきいき百歳体操」を実施し、参加促進のための取組が必要。 H28年度参加者数-868人 参加促進のための取組が必要。	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援する。	令和2年度までに口腔機能向上のための健口体操を実施する。	大阪府歯科衛生士会羽曳野チームの監修により、本市独自のシナリオによる「健口体操」のDVDを作成。 いきいき百歳体操実施会場、介護予防教室にて活用 実施箇所数:66箇所 参加者実人数:1,298人	◎	参加者数は増加傾向にあるが、「いきいき百歳体操」の場などでの異なる普及を図っていく必要がある。
・「いきいき百歳体操」を実施し、参加促進のための取組が必要。 H28年度参加者数-868人 参加者数は増加傾向にあるが、参加促進のための取組が必要。	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援する。	「いきいき百歳体操」参加者数の拡大。 平成28年度実績868人から令和2年度目標人数を1,300人とする	実施箇所数:66箇所 参加者実人数:1,298人	◎	参加者実人数はほぼ目標を達成しているが、参加率の低い地域に対し、引き続き活動の啓発・育成等を行う必要がある。
・LICウェルネスゾーン及びはびきのウェルネス利用の働きかけ 参加希望者に対して実施場所のキャパシティ等が不足している(リピーターの増加による) 運動経験があまりない参加者への働きかけが必要である。	介護予防に資する基本的な知識の習得や、日常生活での実践内容の普及啓発をする。	運動習慣が継続できる取り組みをより充実する。 参加者の状態変化を検証し、より充実したプログラムの提供を行う。	利用者数 LICウェルネスゾーン:5,969人 はびきのウェルネス:17,252人	◎	地域の中で実施できる運動継続の場所の確保、主観的健康感・体力測定からプログラムの検証、地域リーダーの養成を目指す。 また、運動経験があまりない参加者への働きかけが必要。
・「きらきらシニアプロジェクト介護支援サポーター事業」の普及 元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、介護施設等でのボランティア活動にポイント付与し、貯まったポイントに応じて、換金等をする。	元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、高齢者の生きがいづくりや、それを通じての介護予防を図る。	登録者数の増加。	きらきらシニアサポーター 登録者数:291人 換金者数:167人	○	今後においても元気高齢者の生きがいづくりや、それを通じての介護予防の観点からもこの事業の普及と登録者数の増加を図る必要がある。
認定調査件数が増加する中、市認定調査員の事務負担が増加しつつある。	要介護認定の適正化	事業所に委託した認定調査については引き続き全件を確認する。 更新申請は、申請件数の3分の1、区分変更は申請件数の2分の1を目標に市で認定調査を実施する。 (2018年度(平成30年度)) 市で実施する認定調査数 更新申請 申請件数の3分の1 区分変更 申請件数の2分の1 (2019年度(平成31年度)) 前年度実績割合以上 (2020年度(平成32年度)) 前年度実績割合以上	更新申請 10分の4.4(1,545件/3,530件) 区分変更 10分の8.7(884件/1,011件)	◎	事業所に委託した認定調査について全件確認を行った。今年度も引き続き全件確認を行う。 市での認定調査は、令和元年度は更新申請件数が約1.3倍と伸びたことにより、前年度と同水準の調査件数を実施できたものの前年度割合には及ばなかった。 調査員の人数は同じであるため申請件数が伸びた場合には、調査件数を同水準に保つ事が困難であるが、要介護認定の適正化の観点から、市調査員と委託事業所間で連絡調整を密に図るなど目標達成を目指す。また、認定調査結果の平準化のため、認定調査員に対する研修会を開催し資質向上を図る。
実地指導の実施頻度の検討及びサービス種別の拡大を図る為の体制の構築が必要である。	ケアプラン点検	【取組み】 点検の実施にあたっては、国保連システム等を活用して点検対象を抽出するなど効率的に実施する。また、厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、居宅サービス計画等の確認及び確認結果に基づく指導等を行う。 ①居宅サービス計画等が、利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認する。 ②居宅サービス計画等の確認を行った結果、必要に応じて介護保険法第23条、同法第83条第1項の規定に基づき指導・監査を行う。 臨時で実施する指導が増えているため、計画的なケアプラン点検の実施は困難となっている。可能な限り計画的なケアプラン点検の実施、必要に応じた指導・監査に努める。なお、実地指導を実施する対象事業所については、新規事業所及び実地指導において算定要件を充足していない場合がしばしば見られる特定事業所加算を算定する事業所(居宅介護支援及び訪問介護)並びに個別機能訓練加算Ⅱ及び運動器機能向上加算を算定している事業所(通所介護)を優先することも検討する。 ③ケアプランの改善状況を把握及びフィードバックすることにより点検実施の効果を把握すると共に、誤りが多い点や留意事項等について、羽曳野市介護保険事業者連絡協議会総会の機会に、市集団指導として、各事業所に対し周知を行う。 【目標】 事業所に資料提出を求めたり、訪問調査を行い、例年(約100件)をベースに可能な限り点検の実施、必要に応じた指導につとめる。 (2018年度(平成30年度)) 100件 (2019年度(平成31年度)) 100件以上 (2020年度(平成32年度)) 100件以上	ケアプラン点検数:103件	◎	特になし。 前年度から取り組み体制、実施計画の見直しを行った結果、目標件数以上の実施を行うことができた。引き続き継続して取り組む。
現状では、現地確認を全件行うことは難しいが、限り調査を実施する。 現在実施している工事事業所への研修について、今後も適正化に繋がるように実施する必要がある。	住宅改修等の適正化	現地訪問調査を一定数実施し、適正な施工がされているか確認を行う。 (2018年度(平成30年度)) 申請件数の15% (2019年度(平成31年度)) 前年度実績割合以上 (2020年度(平成32年度)) 前年度実績割合以上	申請件数の9.6%(48件/502件)	◎	前年度と同水準で実施できたものの前年度の割合には及ばなかった。現地確認の際の聞き取りでは、複数の事業者から見積もりを取るよう説明を受けた割合が約15%と低い状況であった。 現地確認を全件行う事は難しいため、事前申請時の改修前の写真と理由書により利用者の状態に対して適正であるか確認することが必要である。また、現地訪問調査は、住宅改修の適正化に一定効果があるため、今後も計画的に実施し目標達成を目指す。あわせて、令和2年度に実施する事業者や介護支援専門員等の研修会において、現地訪問調査の実施結果を報告するなどより一層適正化を図っていく。
支給申請理由や軽度者の福祉用具貸与の申請理由が本人の身体状況にあっているのか認定調査票等と突合し、身体状況と必要理由が一致しない場合、適宜追加で疑義照会をしている。 支給申請の際、身体状況にあった福祉用具が選定されているか、サンプル品等で確認するなど十分に検討されているか、今後確認していく必要がある。	福祉用具購入・貸与調査に係る適正化	(2018年度(平成30年度)) 申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。また、2018年(平成30年)10月からの全国平均貸与価格の公表を活用した保険給付の適正化をできるような研究を行う。 (2019年度(平成31年度)) これまでの取り組みに2018年度(平成30年度)に研究した内容を反映した適正化を行い、申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。 (2020年度(平成32年度)) 2019年度(平成31年度)に実施した新たな適正化について、効果を検証し一層効果的な適正化の取り組みを確立したうえで、申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。	申請書について、全件内容を適正に審査した。	◎	引き続き、申請書の内容を適正に審査し、身体状況に合った福祉用具の利用促進を図る。
現行の取組で効果がでているので、継続して取組んでいく。	医療情報との突合	【取組み】 ①国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト(独自絞込みリスト)」等を用いて、給付状況を確認する。 毎月「医療情報との突合リスト(独自絞込みリスト)」の出力内容の確認を行い、国保連に審査共助により審査対象とならなかったものについて、給付実績との突合を行う。実施率100%を目指す。 ②疑義内容の確認及び過誤申立等を実施する。 疑義内容については、介護支援専門員やサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連委員会に対し過誤申立等を行う。 【目標】 毎月点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を行う。 (2018年度(平成30年度)) 実施率100% (2019年度(平成31年度)) 実施率100% (2020年度(平成32年度)) 実施率100%	毎月点検実施している。令和元年度は当市から疑義照会を行うような案件の実績は無し 実施率100%	◎	特になし。 現行の取り組みで効果が出ているので、引き続き継続して取り組む。
現行の取組で効果がでているので、継続して取組んでいく。	縦覧点検	【取組み】 国保連委員会から縦覧チェック項目一覧表・点検項目の内、下記の帳票を①~③のとおり点検する。 ①算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑥居宅介護支援再請求等状況一覧表 ⑦月途中要介護状態変更受給者一覧表 ⑧帳票①~④について国保連委員会に縦覧点検を委託しているが、一部委託では判断できないものが含まれるため、本市においても点検を実施する。 ⑨⑤~⑦の帳票についても、継続して点検を実施する。 ⑩疑義内容について、介護支援専門員やサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連委員会に対し過誤申立等を行う。 【目標】 毎月点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を行う。 (2018年度(平成30年度)) 実施率100% (2019年度(平成31年度)) 実施率100% (2020年度(平成32年度)) 実施率100%	毎月点検を実施している。 令和元年度に行った疑義照会97件、返還実績135,436円 実施率100%	◎	特になし。 現行の取り組みで効果が出ているので、引き続き継続して取り組む。
給付費を通知する意味を受給者が正しく理解したうえで通知内容を確認することが前提であると考えて、通知後の問い合わせ内容からもまだ理解されていないと思われる。 また、受給者自身が介護保険制度や給付費に対し意識を持つことが給付費適正化には重要であるため、保険者として広報等を通じて周知を図っていく必要がある。	介護給付費通知	受給者全員に年1回通知する。 受給者自らが適正なサービス利用や給付費への意識を持つことが給付費適正化には重要であるため、通知の目的や内容を分かりやすいように工夫し給付費適正化に繋げる。 (2018年度(平成30年度)) 実施率100% (2019年度(平成31年度)) 実施率100% (2020年度(平成32年度)) 実施率100%	受給者5,086件に対し10月下旬に通知を送付した。 実施率100%	◎	給付費通知送達後の問い合わせなど反応が少なかった。 介護給付費通知は利用者自身に自身の介護給付費がどれくらいかかっているかなど理解を深めていただくことにより、給付費の適正化を図るものであるため、通知内容や趣旨をご理解いただけるように努める。
国保連委員会から配信される給付実績等の情報を活用できていない。取組むる事に際し、手法や費用対効果等についても十分に検証する必要がある。	給付実績の活用	【取組み】 国保連委員会と連携を図り、他市の活用状況を調査研究する。 【目標】 他の事業の実施状況を考慮し、その有効性、実効性について検証のうえ、給付実績等の情報の活用について検討する。 (2018年度(平成30年度)) 国保連委員会に取組み手段等を確認する。他市の実施状況等、情報収集に努める。 (2019年度(平成31年度)) 収集した情報を検証し、取組むを実施するか判断する。(実施すると判断すれば実施開始。) (2020年度(平成32年度)) 前年度実施していれば、取組むを継続する。	国保連委員会介護給付適正化システム研修会及び介護給付適正化セミナー2019に参加し、活用状況について情報収集を行った。 認定調査状況と利用サービス不一致一覧表から適合性を確認し、必要に応じて事業所の実地指導の際に確認した。	◎	有効性・実効性については今後結果が出てくるものと思われるため、引き続き調査・情報収集を行う。 実施実績が少ないため、引き続きやり方や取組み内容について精査・検証していく。

自己評価: 数値目標があるものは、達成率(◎:80%以上、○:60~79%、△:30~59%、×:29%以下)、達成率が出しにくいものは、「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」の指標により自己評価